

# アプリケーションにおける利用者情報の取扱いに係る 第三者検証実証実験に向けて

(論点)

株式会社日本総合研究所  
戦略コンサルティング部  
融合戦略クラスター長  
東博暢

総務省『ICTサービス安心・安全研究会』（第2回）において、スマートフォンアプリケーション プライバシーポリシー普及・検証推進タスクフォース(TF)における検討の結果について報告され、今後の取組方針について事務局より報告されている。


**総務省**  
 MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

総務省トップ > 組織案内 > 研究会等 > ICTサービス安心・安全研究会 > ICTサービス安心・安全研究会(第2回)

ICTサービス安心・安全研究会

### ICTサービス安心・安全研究会(第2回)

**日時**

平成26年5月18日(火) 10:00～

**場所**

総務省8階 第1特別会議室

**議事次第**

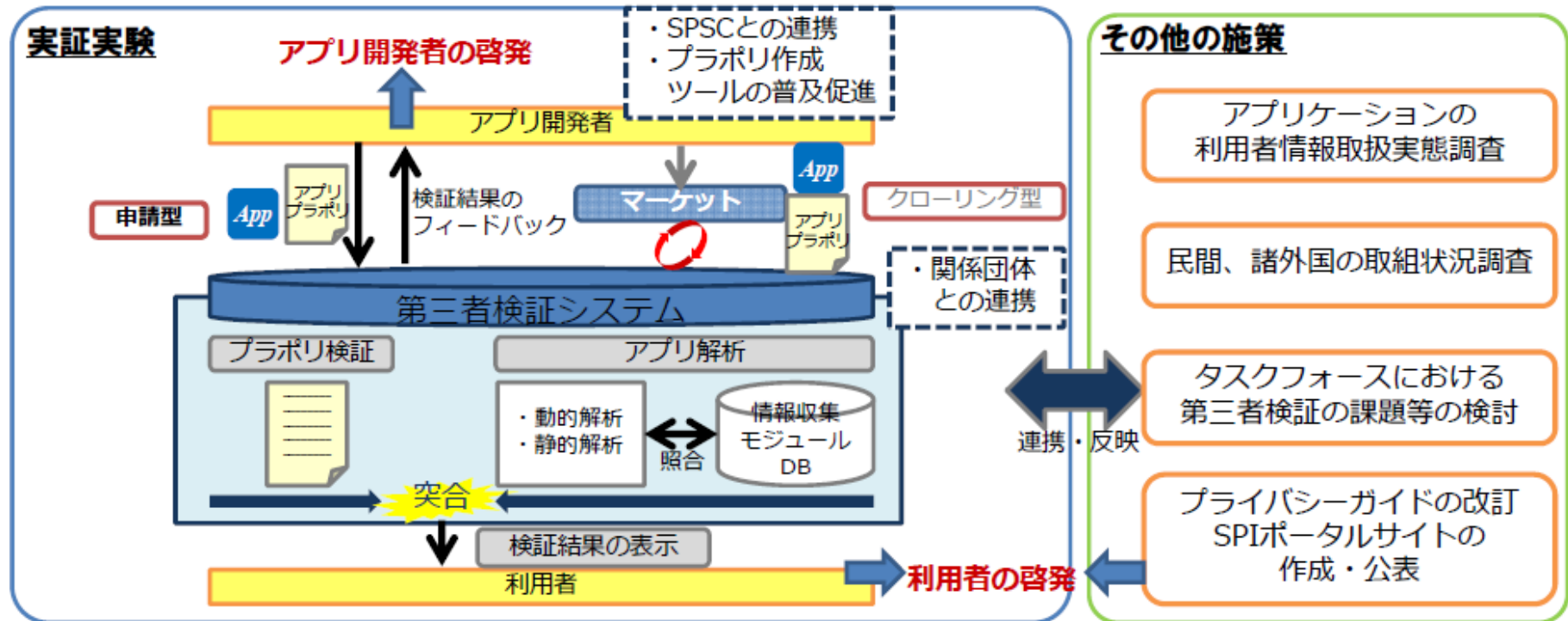
1. 開会
2. 議題
  - (1) 消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG等の検討状況について
  - (2) スマートフォンアプリケーション プライバシーポリシー普及・検証推進タスクフォースにおける検討の結果について
    - ・ 新保 スマートフォンアプリケーション プライバシーポリシー普及・検証推進タスクフォース主査
    - ・ (株)日本総合研究所
  - (3) ICTによる2020年代創造のための青少年保護・育成の在り方について
    - ・ アルプスシステムインテグレーション(株)/ネットスター(株)
    - ・ (一社)モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
    - ・ 安心ネットづくり促進協議会
  - (4) その他の事項
3. 閉会

**配付資料**

- ・ 資料1 [消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG等の検討状況\(事務局\)](#)
- ・ 資料2-1 [スマートフォン上のアプリケーションにおける利用者情報の取扱いの現況等に関する報告書～スマートフォンプライバシーアウトLOOK～\(スマートフォン アプリケーション プライバシーポリシー普及・検証推進タスクフォース\)](#)
- ・ 資料2-2 [タスクフォースの検討結果を踏まえた今後の取組について\(事務局\)](#)
- ・ 資料3-1 [青少年のインターネット利用の現状と安心・安全な利用環境整備のための取組\(事務局\)](#)
- ・ 資料3-2-1 [スマートフォン・タブレット端末の青少年安全利用へ向けたフルタイム/夜間、野社の取組\(アルプスシステムインテグレーション\(株\)/ネットスター\(株\)\)](#)
- ・ 資料3-2-2 [第三者機関としての認定制度と青少年インターネット利用環境における現状の課題\(一社\)モバイルコンテンツ審査・運用監視機構\)](#)
- ・ 資料3-3 [「安心ネットづくり促進協議会」の取組み\(安心ネットづくり促進協議会\)](#)

個々のアプリケーションにおける利用者情報の取扱いについてアプリケーション開発者以外の第三者が検証するにあたって必要な技術的課題等について、実証実験協議会を設置し、第三者検証システムを開発した上で実証を実施。併せて検証結果を利用者が参照できる仕組みについても検討し、実証を実施することが予定されている。その為には、スマートフォン関係事業者との連携による実施体制の確立が必要であり、実運用を視野に入れた諸問題についての検討も重要となる。

## 平成26年度における総務省のSPI関連施策についての全体概要



出所) ICTサービス安心・安全研究会(第2回)事務局資料「タスクフォースの検討結果を踏まえた今後の取組について」



第三者検証を実施するにあたって、特に、制度面からの検討やステークホルダー間での運用ルールについての検討は、重要であり、下記の論点について検討を進めていくことが重要であると思料する。

- ◆ 著作権からの法的整理
  - 第三者が開発したアプリケーションをソフト的に自動操作させるため、アプリケーション本体(バイトコード)を解析することによる問題について。
  - すなわち、プログラムを盗用する目的ではないセキュリティ評価のためのリバースエンジニアリングが著作権など法制度上問題となるかという、リバースエンジニアリングそのものの法的問題の整理やリバースエンジニアリングの範囲に関する法的整理等。
  - また、解析情報を収集してデータベース化する上での法的な問題点の有無 等
- ◆ 第三者検証を実施するためのアプリケーション事業者からの許諾事項の整理と具体的な許諾方法の在り方について
  - 申請型で実証実験を実施するとしても、第三者検証主体と検証致傷となるアプリ開発事業者との許諾内容や許諾方法の取り決めの詳細について 等
- ◆ 第三者検証結果に関する信頼性設計と免責の考え方について
  - 技術的な限界があることを前提とした考え方に立脚した場合、第三者検証の結果についての信頼性の担保についての考え方についての整理(例えば、逸失利益についての考え方や場合によっては万が一に備えた引当金についての考え方など) 等
- ◆ 第三者検証結果の申請・マーク等付与型における不正対策について

等